

フロア No	居室名	床面積 (m <sup>2</sup> ) (A)	天井高さ (m) (h)	クロム・リハ ただし書き	告示273 第3,第4	換気量 (V) (m <sup>3</sup> /h)	換気種別	指定換気回数 (n) (回/h)	必要有効換気量 (Vr=n*A*h) (m <sup>3</sup> /h) (中)の場合: (Vr=10*(E+0.02*n*A))	V	換気経路	告示274 (イ) (ロ)	換気回数 (回/h) (n=V/(A*h))	告示273 第1,第2	仕上げ種別・部位	使用面積 (m <sup>2</sup> ) (s2, s3)	令2005 乗数 (k2, k3)	s2*k2+s3*k3 (m <sup>2</sup> )	A	備考
a	1F LD	22.36	2.50	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 36.12	k2: k3:			
"	台所	8.28	2.50	---	-				(22.36*2.50+8.28*2.50+17.40 *2.50+3.31*5.20+14.08*2.50					-	天井: (3) 壁: (4) 床: (4) 建具等: (3)	s2: s3: 15.11	k2: k3:			
"	和室	17.40	2.50	---	-				+3.31*5.20+14.91*2.40 +10.00*2.40+10.00*2.40					-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 28.98	k2: k3:			
"	階段	3.31	5.20	---	-				+10.12*2.40)*0.5 =					-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 7.23	k2: k3:			
"	廊下	14.08 3.31	2.50 5.20	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 22.36	k2: k3:			
	洗面所			---		200	(3)						200/ (113.77X2.61)			s2: s3:	k2: k3:			
"	2F 主寝室	14.91	2.40	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 25.11	k2: k3:			
"	洋室1	10.00	2.40	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (2)(3)	s2: 2.30 s3: 12.10	k2: k3:			
"	洋室2	10.00	2.40	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (2)(3)	s2: 2.30 s3: 12.10	k2: k3:			
"	廊下	10.12	2.40	---	-									-	天井: (4) 壁: (4) 床: (3) 建具等: (3)	s2: s3: 16.32	k2: k3:			
	(合計)	113.77	(平均) 2.61	-----		200		0.5	= 148.90	OK			0.67			s2: 4.60 s3: 175.43	k2: 2.8 k3: 0.5	100.60	OK	
				-----												s2: s3:	k2: k3:			

下記参照  
 ・平均天井高さ  
 ・フロア毎の平均天井高さ  
 ・有( )  
 ・無(x)  
 ・第1号  
 ・第2号 )~ )  
 ・第3号  
 下記参照  
 下記参照  
 ・住宅等0.5(3.0)  
 ・上記以外0.3(1.0)  
 ( )内は(中)の場合  
 ・OK  
 ・NG  
 ・適( )  
 ・不適(x)  
 ・適( )  
 ・不適(x)  
 ・第1  
 ・第2 )~ )  
 ・  
 下記参照  
 下記参照  
 下記参照  
 ・OK  
 ・NG

- \*フロアNo - 一の換気設備で複数の居室等に対応する場合の居室等のフロアNo
  - \*換気量 - 全圧力損失を考慮した機械換気設備の換気量 (配管長さやバンドキャップなどによる圧力損出を考慮)
  - \*換気種別 - (1):第1種換気設備 (2):第2種換気設備 (3):第3種換気設備 (中):中央管理方式空気調和設備 (浄):空気浄化型機械換気設備
  - \*仕上げ種別 - (1):第1種ホルムアルデヒド発散建築材料【下地材や接着剤等を含む】  
 (2):第2種ホルムアルデヒド発散建築材料(第2種同大臣認定の第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を含む)【下地材や接着剤等を含む】  
 (3):第3種ホルムアルデヒド発散建築材料(第3種同大臣認定の第1種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種同大臣認定の第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を含む)【下地材や接着剤等を含む】  
 (4):ホルムアルデヒド発散建築材料に該当する建築材料で規制対象外の建築材料(F、令2005による大臣認定)  
 (-): (4)以外の規制対象外の建築材料(ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない建築材料(告示対象外)又は施行簿5年以上経過している建築材料)
  - \*仕上げ部位 - 天井・壁・床・建具等(収納庫やシステムキッチンや造りつけの家具等を含む)
  - \*s2, s3 - s2::仕上げ種別(2)の使用面積 s3:仕上げ種別(3)の使用面積
  - \*令2005 (k) -
- |       | 換気回数等   | 仕上げ種別(2)           | 仕上げ種別(3)            |
|-------|---|--------------------|---------------------|
| 住宅等   | 0.7以上or告示273第一<br>上記以外                        | k2<br>1.2<br>2.8   | k3<br>0.2<br>0.5    |
| 住宅等以外 | 0.7以上or告示273第一<br>0.5以上0.7未満or告示273第二<br>上記以外 | 0.88<br>1.4<br>3.0 | 0.15<br>0.25<br>0.5 |
- 注)住宅等の居室:住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これらに類する物品の販売を営む店舗の売場

\*備考 - 国土交通大臣認定の番号その他特記事項(注2、4関係、告示273の計算式等)を記入

- \*注1) 居室には、常時開放された開口部を通じて相互に通気確保される廊下等の部分を含む
- \*注2) 換気経路については、適切な給気口、排気口及び換気上有効な開口(隙間を含む)を有していること。  
(開き戸については、アンダーカット等を有していること。)
- \*注3) 告示274第一 :給気機及び排気機は、全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失)を考慮して計算により確かめられた換気量とすること。  
 " 第一 :機器の継続使用中は、気流、温度、騒音等により、居室の使用に支障をきたさないこと。  
 " 第一 :居室の空気圧が、天井裏等(天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分)の空気圧以上であること。  
 " 第一 (イ):天井裏等と気密層、通気止め等により気密区画されていること。  
 " 第一 (ロ):天井裏等に第1種又は第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いていないこと。

\*注4) 浄化型換気設備を用いる場合については、有効換気換算量(Vq)が上記表中必要有効換気量(Vr)以上必要となる(Vq=Q\*((C-Cp)/C)+V) and 告示 (未制定)  
 有効換気換算量 - 空気浄化型機械換気設備の場合(Q:浄化して供給する空気量(m<sup>3</sup>/h) C:浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量(mg/m<sup>3</sup>) Cp:浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量(mg/h・m<sup>2</sup>))

*H15告示273	n
第三第一号、第四第一号 (第一)	天井高さ < 3.3 0.6
CH(天井高さ) 2.7m	" < 4.1 0.5
令129条の2の6第2項(居室の機械換気設備)	4.1 " < 5.4 0.4
(Vr=n*A*h V)	5.4 " < 8.1 0.3
	8.1 " < 16.1 0.2
	16.1 " 0.1
第三第二号、第四第二号 (第二)	天井高さ < 3.9 0.4
次の各号のいずれか	3.9 " < 5.8 0.3
) CH(天井高さ) 2.9m	" < 11.5 0.2
令129条の2の6第2項(居室の機械換気設備)	11.5 " 0.1
(Vr=n*A*h V)	
) 常時開放の換気上有効な開口部面積 15cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	
) ホテル等の居室又は家具等の物品販売店舗の売場で、換気上有効な開口部面積 15cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	
) 真壁造りで、天井及び床に板状の建築材料を用いない場合又は外壁の建具が気密性の低い木枠を使用する場合	
第四第三号	天井高さ < 6.9 0.2
CH(天井高さ) 3.5m	" < 13.8 0.1
令129条の2の6第2項(居室の機械換気設備)	13.8 0.05
(Vr=n*A*h V)	

注) 第四は、住宅等の居室以外の居室の場合にのみ適用可